

第七八条

〔裁判官の身分の保障〕

第七八条 「裁判官の身分の保障」

〔国会答弁例〕

1 裁判官の表現の自由と監督権

(昭四二・五・一一・第五五回) [司法] 七八条1
(衆・法務委・七号四頁)

△対高橋英吉 (最高裁) 岸事務総長答弁▽

○高橋(英) 委員 ちょっと関連して。裁判官としての適格性なんかの問題もいろいろ問題があるでしょうが、執筆の禁止ができるような法的な根拠がありますか。監督権といいますか、命令権というものがあるのですか、法律上。

○岸最高裁判所長官代理者 それは裁判官としてふさわしくないようなものを書くようなことになれば、そういうことはしゃいけない。これは条文なんかございませんけれど、監督作用に入ると思います。

○高橋(英) 委員 監督的な意味であって、命令的なものでないというわけですか。

○岸最高裁判所長官代理者 まあ、監督といいますか、命令といいますか、監督作用としてそういうものを書くなとうことは当然言えると思います。しかし、それは書くなということはできますが、非常にデリケートな問題であります。どこまで一体裁判官の口を封じていいかという問題になりますと……。

○高橋(英) 委員 あまり厳重な監督をせられるということは、そんな禁止令みたいなものと同様なものを出されるということになると、一般の人権じゅうりん的な問題にもなりましようか、裁判官としても。裁判官がそれぞれ科罰を受ける場合、それぞれ罰せられる場合には、懲戒処分になる場合には法令の基準があるわけですから、それ以上をこえて監督されるというようなことになると、発表の自由とか、人権のじゅうりんとかいうように、基本的な人権の自由の侵害というようなことになりませんか。

第七八条〔国会答弁例〕

第七八条〔国会答弁例〕

五〇二(一六〇)

○岸最高裁判所長官代理者 これはまことにおっしゃるとおりです。裁判官といえども、自由かつてなことを書いていいというわけのものではない。非常に社会に害毒を流すようなものをかりに書いたときには、もちろん禁止どころか、懲戒とか、そういう問題になりますけれども、やはり裁判官といえども、表現の自由は持っております。ただ裁判官の地位にふさわしくないようなことをやつてはいかぬという……。

2 裁判官の身分保障は、所長の地位についても認められるか

(昭四二・五・一一・第五五回—[司法]
衆・法務委・七号一四頁—七八条2)

△対松本善明 (最高裁) 岸事務総長答弁)

○松本(善) 委員 ……身分保障の問題は、所長の地位についても適用があるというふうにお考えですか。

○岸最高裁判所長官代理者 所長としての保障ということはございません。

○松本(善) 委員 ないですね。そうすると司法行政上の責任、……こういう司法行政上の地位、そういうものについて責任をとらせる、そういうような考えは全くないのでですか。

○岸最高裁判所長官代理者 長官にせよ、所長にせよ、司法行政上の自己の責任を果たさなかつた場合には、まず裁判所の内部の問題として分限の問題になることもありますし、あとから注意する、そういうことはあります。